中労委、昭46不再46、昭47.10.４

命　　令　　書

再審査申立人　　学校法人　五島育英会

再審査被申立人　　五島育英会教職員組合連合

主　　文

本件再審査申立てを棄却する。

理　　由

第１　当委員会の認定した事実

初審命令理由第１認定した事実１当事者の項記載の事実中、再審査申立人学校法人五島育英会(以下「育英会」という。)の教職員数は約1,040名とあるを昭和47年１月現在1,029名と、五島育英会教職員組合連合（以下「育教連」という。）の組合員数は約250名とあるを昭和47年１月現在217名とそれぞれ改めるほかその余の事実、２団体交渉の経過－その１－、３団体交渉の経過－その２－記載の諸事実をここに引用し、さらに次の事実を追加する。

本件再審査の段階における和解折衝の過程で、次の仮協定書が当事者間に締結された。

「中労委昭和46年（不再）第46号再審査事件の和解書案について、下記の通り合意した。

和　解　書　案

学校法人五島育英会（以下甲という）と五島育英会教職員組合連合（以下乙という）は、団体交渉に関して次の通り合意に達したので確認する。

⑴　甲と乙との団体交渉における交渉員数は、甲は交渉員２～５名、補佐人８～10名とし、 乙は最大限交渉員18名、補佐人３名とし、この他双方とも書記１名をおくことができる。

補佐人は、 それぞれの交渉員を補佐し、相手方の了解のもとに関連事項の説明を行なうものとする。

⑵　甲乙は、それぞれの交渉員名簿を予め相手方に通告しておくものとする。但し、代理および委任を制限する趣旨ではない。

通告後に交渉員に変更ある場合は、団交開始前にその旨を相手方に通告するものとする。

⑶　団交および団交に準ずる話し合いが就業時間内にまたがった場合は、賃金カットは行なわない。

⑷　上記の合意により、甲は中労委昭和46年（不再）第46号再審査申立てを取下げるものとする。

昭和46年10月９日

甲	法人事務局長	Ｂ１
乙	五島育英会教職員組合連合執行委員長	Ａ１
同席者	五島育英会事務局総務部長	Ｂ２
	同　　総務係長	Ｂ３
	五島育英会教職員組合連合副委員長	Ａ２
	同　　書記長	Ａ３

なお、上記案についての第２回の話し合いを（検討会）本年11月10日までに行なうものとする。

以上」

育英会および育教連双方とも、上記仮協定に基づく団体交渉員数については異議はない。

以上の事実が認められる。

第２　当委員会の判断

育英会は、本件再審査において、育英会が交渉員数の先議に固執して育教連と実質的な団体交渉を行なっていないことは、正当な理由に基づくものとは認められないとした初審判断を争い、次のとおり主張するので以下判断する。

１　育英会が育教連との団体交渉における交渉員数を12名としたことは、育教連の組織人員数および議題に徴して合理的であり、これに反する初審判断は不当であると主張する。

しかしながら、初審命令が「第２判断の２団体交渉員数の人数制限について」の前段の判断において、育英会の主張する12名と育教連の主張する21名の交渉員数の何れが妥当な交渉員数であるかについては、到底判断しかねる問題であるとした点については、まさに団体交渉人員数の如きは円滑な団体交渉を持ちうるためには労使間において、合理的な一定限度の範囲内で協議さるべき問題と考えたに外ならず、本件の如く仮に協議整わざる場合においては、円滑な団体交渉をもつについては労使当事者それぞれの内部事情から自主的に決定すべき問題であり、そこに特に不合理な事情が認められない限り、一方が他方の交渉員を制限することは許されないものと考えられる。

また、育英会は、本件団体交渉事項については各単組と十分団体交渉をしており、育教連が今更多人数で交渉に当る必要はないはずのものであると主張する。

しかし、各単組における団体交渉で妥結しない問題なればこそ、育教連としてこれをとり上げるわけであるから、この主張自体、交渉員数は12名で足りるとする理由とはならず、育英会の主張を採用するに由がない。

２　育英会は、本件発生前の団体交渉に育教連側の交渉員が多人数であることのゆえに団体交渉に支障はなかったとしても、多人数による団体交渉を継続した場合不測の事態の生ずるであろうことは、各単組との団体交渉の実態に徴し明らかであると主張する。

しかし、かかる各単組の交渉における事態が仮りに育英会主張の通りであるとしても、これをもって育教連との団体交渉に12名の交渉員数の枠を固執する理由とはならず、過去の事例に徴しても育教連との間における支障が明白かつ現実的なものであるとの疎明が全くない以上、上記育英会の主張は採用し難い。

３　初審命令主文摘示の団体交渉事項は、育教連が育英会に対して申入れたものであり、これらが団体交渉をなすべき事項であることは明らかなのであるから、育英会としては、本件団体交渉につき交渉員数の先議を理由として団体交渉を拒否すべきではない。

４　なお、前記第１認定のとおり、本件労使間には仮協定が成立し、団体交渉員数については双方これによることが確認された事実は、育英会側に交渉員数の先議を主張し団体交渉を拒否したことのいわれのないことをしめすものといわなければならない。

したがって、育英会が前記の理由で育教連との実質的な団体交渉を拒否していることは、労働組合法第７条第２号に該当する。

以上のとおり、本件再審査申立てには理由がない。

よって、労働組合法第25条、同第27条および労働委員会規則第55条を適用して主文のとおり命令する。

昭和47年10月４日

中央労働委員会

会長　石　井　照　久